

新発田市子育て応援誌「きらきら」 官民協働発行事業プロポーザル実施要項

目次

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 官民協働事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 3 参加資格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 4 参加方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 5 企画提案に関する質問及び回答・・・・・・・・ P 3
- 6 選定の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 7 協定の締結・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 8 その他留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 9 担当・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 5
- 評価基準（別紙）
- 様式集

令和7年6月 新発田市

新発田市子育て応援誌「きらきら」 官民協働発行事業プロポーザル実施要項

1 目的

新発田市の子育てに関する様々な情報を総合的に分かりやすく市民に提供し、子育てに関する悩みや不安を軽減させるため、新発田市子育て応援誌「きらきら」を作成しています。子育て当事者目線に立ち、これまでより必要な情報が探しやすく、親しみの持てるデザインの情報誌を作成するため、新発田市子育て応援誌「きらきら」作成業務について協働発行事業者を選定するための公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

2 官民協働事業の内容

- (1) 件名 新発田市子育て応援誌「きらきら」官民協働発行事業
- (2) 内容 別添「新発田市子育て応援誌「きらきら」官民協働発行事業仕様書」のとおり
- (3) 期間 事業開始日（協定日）から令和9年4月30日まで
発行回数は2回（期間において各年1回ずつ発行）

3 参加資格

次に掲げる要件をすべての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続の開始の申立てがなされていないこと。ただし、手続開始の決定後、経営事項審査を受け、市の入札参加資格審査申請書を再度提出し、新発田市の資格審査を経て有資格業者と認定された者で、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可決定が確定された者を除く。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）第475条若しくは第644条の規定による精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税又は所得税及び消費税、地方消費税並びに新発田市の市税を滞納していないこと。

4 参加方法等

プロポーザルに参加するものは、次の書類を持参または郵送により提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

- (1) 公募開始 令和7年6月10日（火）

(2) 提出書類

	書類名	様式	部数	提出期限
①	参加表明書兼誓約書	様式1	1部	6月26日(木) 午後5時必着
②	提案者情報書(会社概要)	様式2	8部	7月7日(月) 午後5時必着
③	企画提案書(誌面見本含む)	任意		
④	事業収支計画書	任意		
⑤	事業実施体制	様式3		
⑥	同種又は類似業務の実績を示す資料	任意		

(3) 参加表明書兼誓約書の提出

① 提出期限 令和7年6月26日(木)午後5時まで(必着)

② 提出先

〒957-8686 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市子ども課子育て支援係 電話：0254-28-9232(直通)

電子メール：kodomocity.shibata.lg.jp

③ 提出方法

所定の様式(様式1)により、②提出先まで持参、書留郵便、電子メール又はそれに準じるもので提出すること。電子メールで提出する場合は、電話にて着信確認を行うこと。

※この募集への参加は、参加表明書兼誓約書の提出をもって参加表明があったものとみなす。なお、参加表明後に参加を辞退する場合は、参加辞退届出書(様式任意、代表者印及び辞退理由必須)を②提出先まで持参、書留郵便、電子メール又はそれに準じるもので、提出すること。

(4) 提案者情報書、企画提案書等の提出

① 提出期限 令和7年7月7日(月)午後5時まで

② 提出先 4 参加方法等(3)②と同じ

③ 提出方法

提出書類(4 参加方法等(2)②~⑥)を番号順にした上で、②提出先まで持参若しくは書留郵便又はそれに準じるもので、提出すること。

(5) 提案者情報書(様式2)

提案者の情報について必要事項を記載すること。

(6) 企画提案書(任意様式)

企画提案書の作成に当たっては以下の点に留意すること。

① 企画提案書は文字サイズを10ポイント以上とし、A4版・左上1箇所綴じとすること。

なお、必要に応じてA3版横でも差支えないが、A4版のサイズに折り込むこと。

② 前記2(2)「仕様書」に従い、新発田市子育て応援誌「きらきら」に関し、必要な事項等を提案すること。

なお、企画提案書には以下の事項を記載するものとする。(各事項を容易に把握できるのであれば、順序の変更可)

- ア 発行部数
- イ 発行ページ数（総ページ数、うち子育て情報ページ数）
- ウ 刷り色
- エ 規格
- オ 製本
- カ 発行までの制作スケジュール（初年度分）
- キ 冊子全体の台割及びデザイン見本
- ク 母子保健情報や子育て支援情報等に関するコンテンツ案
- ケ 広告掲載予定数及び掲載予定広告案（広告サイズ、広告配置場所、掲載を予定している
広告主の業種 など）
- コ 広告募集計画
- サ アフターサポート体制
- シ 校正方法（効率かつ漏れがないような校正方法の提案）
- ス 自由企画提案ページについて

- ③ 企画提案書は1者につき1提案とする。
- ④ 冊子全体の校正案は、ページ番号の別がわかるように記載すること。
- ⑤ 社名、所在地など、提案事業者が特定される情報は記載しないこと。

(6) 事業収支計画書

子育て応援誌「きらきら」発行にかかる原稿編集、印刷製本費等の経費と、広告料収入等の収支について、収支見込書（予算書）を2か年分作成すること。

(7) 事業実施体制

事業実施体制の作成に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 協定締結後に配置予定の本事業を管理、監督する事業責任者及び本事業の担当者（以下「責任者等」という。）について記入すること。
- ② 主な経歴の欄には、責任者等が令和5年度以降に実施した本事業と同種の事業を最大4件まで記載すること。

(8) 同種又は類似業務の実績を示す資料について

当該事業と同種事業の実績がある場合に、その作品（1社3点以内）を提出すること。

5 企画提案に関する質問及び回答

- (1) 質問受付期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）

(2) 質問方法

所定の質問書（様式4）に質問事項を記入の上、電子メールで提出すること。

未到着を防止するため、送付後電話連絡をすること。

電子メール：kodomocity.shibata.lg.jp

連絡先：新発田市こども課子育て支援係 電話：0254-28-9232（直通）

- (3) 回答方法 令和7年6月24日（火）までに、電子メールにて一斉回答する。

6 選定の方法

(1) 選定委員会の設置

新発田市子育て応援誌「きらきら」協働発行业者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置し、選定を行う。なお、選定委員会は非公開により行う。

(2) 選定方法

選定委員会の委員が提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション審査を実施の上、別紙「評価基準」により評価し、最も評価の高い順に2者を契約候補者及び次順位候補者として選定します。提案者が1者のみの場合も審査を実施し、評価点が基準点を超える場合は、当該提案者を契約候補者として選定します。

なお、本プロポーザルでは、企画提案内容の評価が一定の基準点数に達しないときは、当該企画提案を不採択とする最低採択基準点を設定します。最低採択基準点は、本評価基準の満点（100点）中の60点とし、採択される企画提案がなかった場合は、再度プロポーザルを実施します。

(3) プレゼンテーション審査

① 開催日 令和7年7月14日（月）時間は別途指定

② 場所 新発田市役所本庁舎 会議室501

③ 内容 企画提案内容の説明及び質疑応答

④ 時間 1者につき質疑応答を併せて30分以内

⑤ その他

- ・審査は非公開とし、時間等は別途連絡します。
- ・出席者は、責任者を含め3名以内としてください。なお、欠席した場合は応募を取りやめたものとみなします。
- ・開催当日に新しく資料等を提出することはできません。提出済みの企画提案書に基づき説明してください。
- ・プロジェクター等を使用する場合は、事前に申し出てください。

(4) 選定結果の公表等

選定委員会の審査結果を踏まえ、全ての提案者に書面で通知するほか、市ホームページにおいても公表します。なお、選定結果に対する質問や異議には一切受付しません。

7 協定の締結

(1) 受託事業者の決定

新発田市と契約候補者とは、協定締結に向けた協議（事前協議）を行い、必要な事項の確認及び調整を行います。契約候補者との協議が不調に終わったときは、次順位候補者を新たな契約候補者とし、同様の協議を行います。

9 その他留意事項

(1) 暴力団の排除

ア 契約の締結

契約候補者選定から本件契約締結の日までの期間において、契約候補者が上記3(2)に該当すると判明した場合は、契約を締結しないものとします。

イ 妨害又は不当要求に対する届出義務

契約の履行に当たり、妨害又は不当要求を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずる場合があります。

(2) 接触の禁止

募集期間中は、本要項に定められた場合を除き、選定委員、所管部署（問合せ・提出先に同じ。）その他本件関係者に対して、本プロポーザルに関する情報収集等を目的として接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格となる場合があります。

(3) 応募及び選定結果の取消し

応募資格を失った場合又は有しないことが判明した場合及び応募書類の記載に虚偽や不備があった場合は、その応募又は選定結果を取り消すこととします。

9 担当

新発田市こども課子育て支援係

〒957-8686 新潟県新発田市中央町3丁目3番3号

電話：0254-28-9232 Fax：0254-28-9240

電子メール：kodomocity.shibata.lg.jp

新発田市子育て応援誌「きらきら」 プロポーザル評価基準（別紙）

評価項目		評価視点	配点
大項目	小項目		
体 全	事業の理解度	本事業の目的を的確に理解しているか	5 点
編集・企画内容	表紙・目次	手にとって読みたくなるデザインになっているか。わかりやすく検索できるか。	5 点
	情報量	行政情報や子育て支援情報を十分に反映することができるページ数を確保しているか。	5 点
	デザイン・構成	利用者に対して見やすく、分かりやすいデザイン、構成、マップ等となっているか。 行政情報が見やすいよう、広告のデザイン・構成に工夫があるか。	15 点
	写真・イラスト	文字だけでなく、写真やイラスト、図などを使用し、見やすい構成になっているか。	10 点
	子育て支援情報・特集記事	利用者にとって、有益性、関心度の高い母子保健情報や子育て支援情報が企画・提案されているか。	10 点
	自由企画提案	使用者の興味を引き、継続して利用したくなる仕掛けがあるか。 実効性のある提案になっているか。	10 点
広告	広告営業	広告の確保方策は明確であるか。	10 点
事業体制・事業実績	実施体制・事業スケジュール	人員は適切に配置されているか。また、当該事業に携わるスタッフは、十分な専門性や経験を有しているか。 また、事業スケジュールは無理のない適切なものとなっているか。	5 点
	アフターサポート	発行後の第三者からの苦情や何らかの問題が生じた場合の対応体制は万全を期しているか。	5 点
	類似実績	同種・類似事業の実績は十分か。	10 点
その他	ヒアリング	ヒアリングの際、事業に対する知識や経験に裏付けされた論理的な説明がなされたか。また、事業に対する取組意欲が十分であるか。	10 点
合計			100 点

(様式1)

参加表明書兼誓約書

「新発田市子育て応援誌「きらきら」官民協働事業プロポーザル実施要項」に基づき、参加の希望を表明します。

なお、参加資格を満たしていること及び提出する書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

令和 年 月 日

(宛先) 新発田市長

(申請者) 所在地
商号又は名称
代表者氏名

(事務担当責任者)
所属
職・氏名
電話番号
FAX番号
e-mail

(様式2)

提案者情報書

【会社情報】

(フリガナ)	
商号又は名称	
本社所在地	〒
電話番号	
FAX番号	
ホームページ	
(フリガナ)	
代表者氏名	
本事業を担当する支店・営業所名 ※本社の場合は不要	
上記住所／支店長・所長名	

【会社概要】

--

※事業者等の経歴、役員の構成及び氏名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

必要に応じてパンフレット等の添付でも可とする。

(様式3)

事業実施体制

【事業責任者】

氏名 <small>ふりがな</small>		経験年数	
所属・役職			
資格・専門分野			
主な経歴（令和5年度以降に実施した主な事業）			
年度	発注者	事業名	事業内容
特記事項			

【担当者】

氏名 <small>ふりがな</small>		経験年数	
所属・役職			
資格・専門分野			
主な経歴（令和5年度以降に実施した主な事業）			
年度	発注者	事業名	事業内容
特記事項			

(様式4)

質問書

令和 年 月 日

「新発田市子育て応援誌「きらきら」官民協働発行事業」に関し、以下のとおり質問します。

【質問者】

所在地	
商号又は名称	
代表者氏名	
担当者氏名・所属	
電話番号	
メールアドレス	

【質問内容】

質問内容	
------	--

【提出方法】

- ・質問受付期限 令和7年6月20日（金）午後5時まで（必着）
- ・連絡先 新発田市子ども課子育て支援係 電話：0254-28-9232（直通）
- ・電子メールで提出すること。未到着を防止するため、送付後電話連絡をすること。
- ・電子メール：kodomo@city.shibata.lg.jp
- ・その他 質問は簡潔に記載すること。